



国70  
13.1.21

国道交第104-4号

平成25年1月18日

(社) 日本建設業連合会会長 殿

国土交通省道路局  
道路交通管理課長



平成25年度「道路ふれあい月間」推進標語の募集について

平成25年度「道路ふれあい月間」の推進標語を広く一般から募集しますので、貴団体の機関誌等に別紙「募集要領」又は「広報用簡易版募集要領」を掲載するなど格段のご協力をお願いいたします。

(連絡先)

国土交通省道路局道路交通管理課総務係

03-5253-8482 (直通)

## 平成25年度「道路ふれあい月間」推進標語募集要領

国土交通省では、毎年8月を「道路ふれあい月間」として、道路の正しい利用や道路愛護活動の推進に努めていますが、この一環として、平成25年度「道路ふれあい月間」推進標語を広く一般から募集します。

道路は、国民の日常生活や経済活動に欠くことのできない基本的な施設ですが、あまりにも身近な存在であるため、その重要性が見過ごされがちです。

そこで、この推進標語の募集を通じて、改めて道路の意義・重要性について考えていただくことを目的としています。

### ◇募集テーマ◇

道路は、生活の向上と経済の発展に欠くことのできない国民共有の、つまりあなたの財産です。みんなが道路と親しみ、ふれあい、常に広く、美しく、安全に、共に楽しく利用し、子孫に受け継いでいきましょう。

### ◇応募資格◇

小学生以上の方から応募できます。

### ◇応募期間◇

平成25年3月31日（日）まで（当日必着）

### ◇応募部門・賞◇

〔小学生の部〕最優秀賞1作品、優秀賞2作品

〔中学生の部〕最優秀賞1作品、優秀賞2作品

〔一般の部（高校生以上）〕最優秀賞1作品、優秀賞2作品

### ◇応募方法◇

1人何作品でも応募できます。

#### ●はがきによる応募の場合

はがきに、標語と必要事項〔氏名とフリガナ、住所、電話番号、性別、年齢、応募部門の別〕及びアンケート（何を見て応募したのか（回答は任意です））を記載のうえ、郵送してください。

（郵送先）〒100-8918 東京都千代田区霞が関2-1-3

国土交通省道路局道路交通管理課 標語担当あて

#### ●電子メールによる応募の場合

1. メール本文に、標語と必要事項〔氏名、住所、電話番号、性別、年齢、応募部門の別〕及びアンケート（何を見て応募したのか（回答は任意です））を記載のうえ、[dourohyogo25@mlit.go.jp](mailto:dourohyogo25@mlit.go.jp)に送信してください。

※上記アドレスからの受信ができるように設定してください。

2. 国土交通省ホームページの応募様式に記入の上、電子メールに添付して応募することもできます。

※Microsoft Office Excel97以降のソフトが使用できる環境にあること。

●小学校・中学校単位での応募の場合（学年・クラス単位含む）

1. 作品をとりまとめのうえ、封書にて郵送してください。学校名及び学校所在地での応募が可能です。
2. 国土交通省ホームページの応募様式に記入の上、電子メールに添付して応募することもできます。

※Microsoft Office Excel97以降のソフトが使用できる環境にあること。

※その他のファイル（Word、一太郎など）でも受け付けます。

◇入賞作品の発表・使用◇

入賞作品は決定次第、ご本人に直接通知するとともに、国土交通省ホームページ等で発表し、「道路ふれあい月間」の推進に幅広く活用させていただきます。

◇表 彰◇

「道路ふれあい月間」期間中に国土交通省から賞状及び楯を贈呈いたします。

◇その他◇

- ・応募作品の返却は致しません。
- ・入賞作品の著作権は主催者に帰属します。

◇主 催◇

国土交通省

◇国土交通省ホームページ（本発表内容の掲載URL）

[http://www.mlit.go.jp/report/press/road01\\_hh\\_000318.html](http://www.mlit.go.jp/report/press/road01_hh_000318.html)

◇お問い合わせ先◇

国土交通省道路局道路交通管理課  
総務係 水上、小原

（代表）03-5253-8111

（内線）37423、37424

（mail）[dourohyogo25@mlit.go.jp](mailto:dourohyogo25@mlit.go.jp)

## 広報用簡易版募集要領

パターン1

募集要領	
テーマ	道路は、生活の向上と経済の発展に欠くことのできない国民共有の、つまりあなたの財産です。みんなが道路と親しみ、ふれあい、常に広く、美しく、安全に、共に楽しく利用し、子孫に受け継いでいきましょう。
応募資格	小学生以上の方から応募できます。
応募方法 (一人何作品でも応募可能)	<p>〈はがきによる応募の場合〉</p> <p>はがきに、標語と必要事項〔氏名とフリガナ、住所、電話番号、性別、年齢、応募部門の別〕及びアンケート(何を見て応募したのか(回答は任意です))を記載のうえ、郵送してください。</p> <p style="text-align: center;">送付先: 〒100-8918 東京都千代田区霞が関2-1-3 国土交通省道路局道路交通管理課 標語担当あて</p> <p>〈電子メールによる応募の場合〉</p> <p>1. メール本文に、標語と必要事項〔氏名とフリガナ、住所、電話番号、性別、年齢、応募部門の別〕及びアンケート(何を見て応募したのか(回答は任意です))を記載のうえ、<a href="mailto:dourohyogo25@mlit.go.jp">dourohyogo25@mlit.go.jp</a>に送信してください。 ※上記アドレスからの受信ができるように設定してください。</p> <p>2. 国土交通省ホームページの応募様式に記入の上、電子メールに添付して応募ができます。 ※Microsoft Office Excel97以降のソフトが使用できる環境にあること。</p> <p>〈小学校・中学校単位での応募の場合(学年・クラス単位含む)〉</p> <p>1. 作品をとりまとめのうえ、封書にて郵送してください。 学校名及び学校所在地での応募が可能です。</p> <p>2. 国土交通省ホームページに掲載の様式に記入の上、電子メールに添付して応募ができます。 ※Microsoft Office Excel97以降のソフトが使用できる環境にあること。 ※その他のファイル(Word、一太郎など)でも受け付けます。</p>
応募期間	平成25年3月31日(日)まで(当日必着)
発表方法	入賞作品は決定次第、ご本人に直接通知するとともに、国土交通省ホームページ等で発表します。
使用方法	入賞作品は、「道路ふれあい月間」の推進に幅広く活用させていただきます。
応募部門	小学生の部、中学生の部、一般の部(高校生以上)
賞	<p>[小学生の部]最優秀賞1作品、優秀賞2作品</p> <p>[中学生の部]最優秀賞1作品、優秀賞2作品</p> <p>[一般の部(高校生以上)]最優秀賞1作品、優秀賞2作品</p>
表彰	賞状及び楯を贈呈します。
その他	・応募作品の返却は致しません。・入賞作品の著作権は主催者に帰属します。
ホームページ	<a href="http://www.mlit.go.jp/report/press/road01_hh_000318.html">http://www.mlit.go.jp/report/press/road01_hh_000318.html</a>
問い合わせ先	国土交通省道路局道路交通管理課 総務係 水上、小原 (代表)03-5253-8111 (内線)37423、37424 (mail) <a href="mailto:dourohyogo25@mlit.go.jp">dourohyogo25@mlit.go.jp</a>

平成24年度推進標語

最優秀賞(小学生の部) 「つなげよう 僕の道から きみの道」  
最優秀賞(中学生の部) 「いつの日も 歩きたくなる 道がある」  
最優秀賞(一般の部) 「一本の 道に日本の 底力」

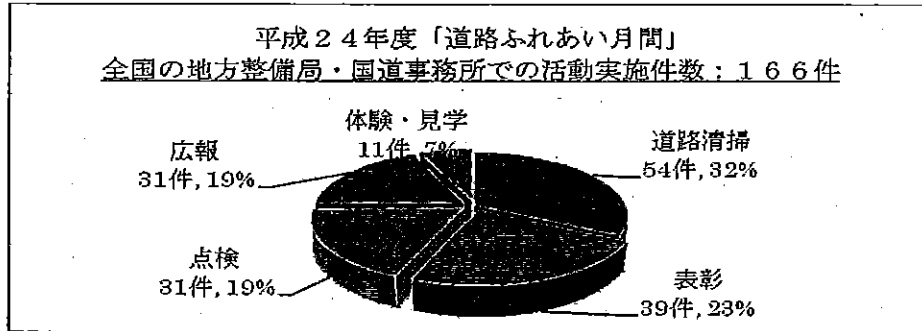
パターン2

「道路ふれあい月間」標語募集
<p>《テーマ》</p> <p>道路は、生活の向上と経済の発展に欠くことのできない国民共有の、つまりあなたの財産です。みんなが道路と親しみ、ふれあい、常に広く、美しく、安全に、共に楽しく利用し、子孫に受け継いでいきましょう。</p> <p>応募期間:平成25年3月31日(日)まで(当日必着)</p> <p>詳しい問い合わせは ↓↓↓</p> <p><a href="http://www.mlit.go.jp/report/press/road01_hh_000318.html">http://www.mlit.go.jp/report/press/road01_hh_000318.html</a></p>

## 平成24年度「道路ふれあい月間」 活動実施結果

道路ふれあい月間は、道路を利用している方々に改めて道路とふれあい、道路の役割及び重要性を再認識していただき、さらには道路をいつくしむという道路愛護活動の推進及び道路の正しい利用の啓発を図り、道路を常に広く、美しく、安全に利用する気運を高めることを目的として、毎年8月に設定され、全国で様々な活動が展開されています。

本月間中に各地方整備局等で実施された活動内容は以下のとおりです。



### ◇全国の自治体における活動実施結果について◇

道路ふれあい月間の期間中には、全国の自治体が主体となって毎年様々な活動が展開されています。多くの地域住民の方々に参加していただき、長年継続して実施されてきた取り組みも多く、地元の新聞やテレビ放送等にも取り上げられています。

今年度も自治体からは、「個別の自治会においても別途清掃活動が実施されるなど、運動の成果はあがっている。」という意見や「不法占用に関して、毎年繰り返し指導を行っているため、路上への商品陳列や看板のはみ出しが減少した。毎年啓発し続けたことが道路愛護思想の普及と道路の適正利用につながっている。今後は地域住民の意向・意見の把握をし、住民主体の協働について検討する必要がある。」という意見をいただきました。そして、道路ふれあい月間における活動について、今後も継続していきたいという意見や、道路ふれあい月間に限らず道路愛護活動が活性化するよう必要な支援に努めたい、といった意見が寄せられました。

